

告 示 第 6 号

令和元年6月10日

鹿児島市交通事業管理者

交通局長 鞍掛 貞之

鹿児島市交通局上荒田局舎及びバス整備工場で使用する電気の購入契約に係る制限付き一般競争入札の実施及びこの入札に参加する者の資格について（公告）

鹿児島市交通局上荒田局舎及びバス整備工場で使用する電気の購入契約に係る制限付き一般競争入札を実施するについて、この入札に参加する者に必要な資格を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第167条の5第2項及び第167条の6第1項並びに鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）第3条の規定により公告します。

記

1 入札に付する事項

(1) 購入する物品等の名称及び数量

鹿児島市交通局上荒田局舎及びバス整備工場で使用する電気

(2) 購入する物品等の数量

年間予定使用電力量 159,500キロワットアワー（上荒田局舎）

60,600キロワットアワー（バス整備工場）

(3) 購入する物品等の供給期間

令和元年8月1日から令和2年7月31日まで

（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札参加資格審査申請の受付期限の日までの間において、鹿児島市交通局業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成18年3月31日制定）に基づく指名停止又は鹿児島市交通局が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年4月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていること。
- (7) 令和元年8月1日から送電することが可能であること。
- (8) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成29年度の1キロワットアワー当たりの二酸化炭素調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに公表された調整後排出係数又はこれと同様の算定方法に基づき算出されたもの。以下「調整後排出係数」という。）が $0.559 \text{ kg-CO}_2 / \text{kWh}$ （以下「基準値」という。）以下であること。

イ 平成29年度の調整後排出係数が基準値を超える場合は、その差に相当する部分について、鹿児島市交通局の予定使用電力量に応じて、一般財団法人 日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センター又は一般財団法人 日本品質保証機構が認証するグリーン電力証書を購入し、鹿児島市交通局に無償で譲渡できること。

ウ 平成30年度中に電力供給を開始した小売電気事業者で、供給開始の日から平成31年1月末日までの1キロワットアワー当たりの二酸化炭素実排出係数（電気事業者がそれぞれ供給（小売り）した電気の発電に伴い、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年3月29日経済産業省令・環境省令第3号）別表第1に定める燃料の燃焼に伴って排出された二酸化炭素の量を、当該電気事業者が供給（小売り）した電力量で除したもの）が基準値以下であり、かつ、平成30年度の調整後排出係数が確定したときに調整後排出係数が基準値を超える場合は、その時点でイに準じた対応ができること。

- (9) 平成29年度において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第4条の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第3条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8条第1項の規定に基づく勧告を受けていないこと。
- (10) 環境負荷を軽減するための社会貢献事業活動を行っていること。
- (11) 納期の到来している市区町村税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。

- (12) 契約後、この契約を適確に履行できる経営の規模及び状況にあると認められること。
- (13) 本施設の規模以上の電気供給実績があること。

3 契約条項を示す場所

〒890-0055

鹿児島市上荒田町37番20号

鹿児島市交通局経理課契約係

4 入札説明書等の交付及び受付場所等

入札に参加するために必要な関係書類に係る事項その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

(1) 交付及び受付場所

3に同じ。

(2) 交付及び受付期限

本公告の日から令和元年6月18日（火）まで（土曜日、日曜日を除く。）

(3) 交付及び受付時間

午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(4) 提出部数

各1部

(5) 提出書類

所定の入札参加資格審査申請書（様式1）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類（以下「申請関係書類」という。）を添付して、受付場所へ直接持参又は郵送（受付期間内必着）により提出するものとする。ただし、申請関係書類のうちケを除く書類については、この申請前に、本市の他施設の平成31年度に使用する電気の購入契約に係る入札参加資格審査申請において既に提出がなされ、かつ、その提出された書類が本施設の入札参加資格審査申請の申請関係書類としても有効な場合にあっては、その提出を省略することができる。

ア 履歴事項全部証明書（法人の場合に限る。）

イ 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証する書類（個人の場合に限る。）

ウ 納税証明書又は滞納がないことの証明書

(ア) 消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書

(イ) 鹿児島市の市税（同市税が課税されていない者で市外に主たる営業所を有する者にあっては、主たる営業所の所在地の市区町村税）について未納の税額がないことの証明書

エ 印鑑証明書

オ 財務諸表（法人にあっては申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算書、個人にあっては申請書を提出する年の前年分の所得税確定申告書）

カ 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証する書面

キ 2(5)に掲げる事項の確認に必要な資本関係又は人的関係のある法人に係る申告書（様式2）

ク 2(8)ア又はウ、(9)及び(10)に掲げる事項の確認に必要な二酸化炭素排出係数等報告書（様式3）

ケ 2(8)イ又はウに掲げる事項の確認に必要なグリーン電力証書購入誓約書（その1）（様式4）又はグリーン電力証書購入誓約書（その2）（様式5）

コ 2(8)及び(10)に掲げる事項の確認に必要な環境報告書又は確認資料

サ 2(13)に掲げる事項の確認に必要な履行証明書又は供給実績が確認できる書類（履行済みの電気需給契約の契約書の写し等）。なお、平成30年中に、電気供給を開始又は本施設の規模以上の電気需給契約を締結した小売電気事業者については、9か月以上の供給実績が確認できる書類

シ 電気の供給可能量が確認できる書類

(4) その他

入札説明書は、局ホームページ（<http://www.kotsu-city-kagoshima.jp/>）において入手することができる。

5 入札参加資格の審査及び通知等

(1) 入札参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和元年6月19日(水)までに通知する。

(2) 入札参加資格がないと認められた者は、その旨の通知を受けた日の翌日から起算して2日以内に交通事業管理者に対して、当該理由について説明を求めることができる。なお、説明を求める場合には、4の受付時間内に受付場所に書面を持参して行わなければならない。

(3) (2)の説明を求められたときは、令和元年6月25日（火）までに書面により回答する。

6 仕様書等の閲覧及び質疑応答

(1) 本購入契約の仕様書（以下「仕様書」という。）は、公告日から令和元年6月26日（水）まで（土曜日、日曜日を除く。）の間、鹿児島市交通局経理課及び本局ホームページにおいて閲覧に供する。

(2) 仕様書に関して質問がある場合には、質問事項を記載した質疑応答書をFAX又は直接

持参して行わなければならない。

ア 受付期間

公告の日から令和元年6月18日（火）まで

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

ウ 受付場所

鹿児島市交通局経理課

エ その他

仕様書に関する質疑応答書の様式は、別に指定する様式により提出すること。なお、様式は、本局ホームページにおいて入手することができる。

(3) (2)に対する回答は、令和元年6月20日（木）から令和元年6月26日（水）までの間、鹿児島市交通局経理課及び本局ホームページにおいて閲覧に供する。

7 入札説明会

実施しない。

8 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和元年6月26日（水）10時30分から

(2) 場所

鹿児島市上荒田町37番20号

鹿児島市交通局3階 第3会議室

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

鹿児島市契約規則第5条第3号の規定により免除する。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際に納付すること。ただし、鹿児島市契約規則第26条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

10 最低制限価格

設定しない。

1 1 郵送又はファックスによる入札

郵送又はファックスによる入札は、認めない。

1 2 入札の中止、延期

入札までにやむを得ない事由のため、当該業務の入札を延期又は中止することがある。

1 3 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札
- (4) 2 以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (5) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (6) 入札金額以外の記載事項について訂正し、訂正事項に訂正印のない入札書による入札
- (7) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- (8) 再度入札において前回の入札の最低金額以上の金額による入札
- (9) 明らかに連合によると認められる入札
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係があると認められる者のした入札
- (11) 入札金額と入札説明書の 1 6 に規定する積算内訳書に記載された参考総価比較額とが異なる入札
- (12) 入札金額の算定に誤りのある入札書による入札
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札

1 4 予算の減額又は削除に伴う解除等

この入札は、地方自治法第 2 3 4 条の 3 の規定に基づく長期継続契約に係る入札であり、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、局の予算の当該金額について減額又は削除があった場合には、局は、本契約を変更又は解除することができる。なお、この変更又は解除に伴い損害が生じたときは、局は損害賠償の責めを負うものとする。

1 5 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

1 6 その他

令和元年10月1日以降、新消費税率10%の適用により課されることとなる消費税額分については、差額分を含む支払額を支払うものとする。

17 問い合わせ先

〒890-0055

鹿児島市上荒田町37番20号

鹿児島市交通局経理課契約係

電話 099-257-2111（内線）247、248

ファックス 099-258-6741